

議事要旨(3) 金融商品専門委員会における検討状況

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）より、審議事項(3)-1に基づき、金融商品専門委員会における検討状況について、IASB/FASBにおける審議の動向を注視するとともに、適時にこれをフォローする方向で検討を進めていること、及び、本委員会では、このうち金融資産の分類変更と、金融商品に関する FASB の検討状況を検討事項として取り上げたいとの説明がなされた。これに続き、審議事項(3)-2 から(3)-4に基づき、IASB 及び FASB による金融資産の分類変更について沖本研究員、最近行われた FASB 単独の暫定決定（公正価値オプションが適用される金融負債に関する自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の表示、市場性のない持分証券についての公開会社に対する実務上の例外措置）、及び FASB より公表された会計基準更新書案「流動性リスク及び金利リスクの開示」について関口専門研究員より、説明がなされた。

説明の後、委員等からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

あるオブザーバーから、FASB 会計基準更新書案について、金融機関と事業会社で開示要求に差異を設けるアプローチは合理的と考えられるが、①こうしたアプローチを IASB も採用する可能性はあるか、②実態的には金融機関に類似した取引を行っている事業会社に対して、重要性の観点から、金融機関と同様の開示をすることが要求されているか、との質問があった。

これに対して事務局から、①FASB は一国の会計基準設定主体であるため、国内の事情を勘案しつつ、業種毎に開示要求を設けることが可能であるが、国際的な組織である IASB ではこうしたアプローチは難しく、結果として取引をベースとした要求となっており、現時点において当該アプローチを変更しようとする動向は見られない、②FASB 会計基準更新書案では、金融機関だけを対象とした開示要求が設けられており、それ以外の会社に対して重要性を勘案した開示要求は設けられていない、との回答がなされた。

ある委員から、金融資産の分類変更について、金融資産の分類は事業モデルと整合的であるべきであり、同モデルの変更時には分類変更を要求すべきであること、また、四半期ではなく年次の財務諸表に変更を反映するのであれば当期末を分類変更日とすべきとの発言があった。また、同委員は、事業モデルの変更について、トレーディング勘定－バンキング勘定といった大きな括りであれば、規制上の制約もあつて事業モデルの変更は極めて稀であり問題はないが、それより細かいポートフォリオ単位での投資方針の変更は相応に発生するものなので、分類変更が必要となるクライテリアの明確化が必要と述べた。これに対し、事務局から、事業モデルの変更に関してさらに詳細なガイダンスが公表される可能性があるので、引き続き情報の把握と発信に努めたいとの回答があった。

引き続き、同委員から、FASB 会計基準更新書案に関して、金融機関は監督当局に対して既に類似の情報を提出しており、会計基準において監督当局の要求とは異なる開示要求が画一的に定められることは、類似の情報について二重の作成負荷がかかることになり、負担感が大きいとの発言があった。

さらに同委員から、FASB において、市場性のない持分証券について公開会社にも減損控除後の取得原価で測定する例外措置を認める暫定決定が行われたことに対して歓迎の意が表明された他、IASB における IFRS 第 13 号「公正価値測定」の教育ガイダンスの開発状況について、事務局に質問がなされた。これに対し、事務局から、IASB は新興市場国グループ（EEG）と連携しつつ同ガイダンスを開発中であるとの回答がなされた。

これに続き、他の委員から、金融資産の分類変更について、事業モデルの変更は頻繁に発生し得るとの専門委員会での指摘を踏まえれば、ユーザーから恣意的であると受け止められかねないので、事業モデルの変更の線引きを明確にする必要があり、事業モデルの変更時には、適切な開示とともに、分類変更を要求し、かつ当期末を分類変更日とすべきとの発言があった。同委員からは、FASB 会計基準更新書案が金融機関に対して感応度分析等の開示要求を設けていることに関連して、我が国の企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」においても、一定の金融機関を念頭に置きつつ対象範囲が定められているとの指摘がなされた。また、同委員から、①金利リスク情報に関して、感応度分析以外の方法（例えば、バリュー・アット・リスク）による開示が認められていない理由はどのようなものか、②類似の開示要求が SEC 規則において存在するにも関わらず、FASB が今般の開示要求を提案しているのはなぜかとの質問がされた。これに対し事務局は、①金利リスク情報について、財務諸表利用者から比較可能性を確保することが重要との見解が示されたことを踏まえ、感応度分析以外の方法を排除するとともに、前提条件も画一的に定められている、②FASB は SEC 規則において類似の開示要求があることを承知していたものの、SEC 規則と今般の開示要求提案について細部に相違がある他、利用者から会計基準で要求することで監査対象となることに対して支持が示されていたことが今回の提案に至った背景にあった模様である、との回答がなされた。